## 最低賃金に関する実態調査の概要

## 1.賃金改定状況調査

(1)調査目的

<u>中央最低賃金審議会</u>における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること。 中小零細企業・事業所の労働者の賃金の改定状況等を把握すること。

(2)調査地域

静岡県内

(3)調査産業(平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく)

製造業、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの)

(常用労働者規模30人未満の民営事業所)

(4)調査方法

通信調査

(5)調査対象期日

調査実施年の6月1日現在(労働者に関する事項のうち、一部の調査項目については調査実施前年の6月1日現在)

令和元年度より本省にて実施(調査票送付、回収、点検、とりまとめ)

## 2. 最低賃金に関する基礎調査

(1)調査目的

<u>地方最低賃金審議会</u>における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること。 中小零細企業・事業所の労働者に支払われる賃金の実態を把握すること。

(2)調査産業(平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく)

製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業

(常用労働者規模100人未満の民営事業所)

卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、 生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの) (常用労働者規模30人未満の民営事業所)

(4)調査方法

通信調査

(5)調査対象期日

調査実施年の6月1日現在